

子育て世帯への臨時特別給付金



— 児童1人につき10万円 —



左記の対象者については、申請が必要です。3月31日(木)までに申請をお済ませください。所得審査後、対象者に支給します。

1 対象者

次のいずれかに該当する方

- ①令和3年9月30日時点で高校生など(平成15年4月2日〜平成18年4月1日生まれ)の児童のみを養育する保護者(所得が児童手当(※本則給付)と同等未満の方)
- ②令和3年12月17日時点で児童手当(※本則給付)の手続きが済んでいない令和4年3月末までに生まれた支給対象児童(新生児)保護者
- ③①・②の対象児童を養育する公務員など

※対象者には、1月中旬に申請手続きの案内を送付します(手続きに必要な申請書、返信用封筒などをお届けします)。早目の手続きを希望される場合は、案内が届く前でも申請できます。

*児童手当(※本則給付)の対象児童を養育する方には12月24日(金)に支給済みです。

※本則給付とは、児童手当法の所得基準額未満の方の給付のことをいいます。

2 給付額

対象児童1人につき10万円

3 申請方法

3月31日(木)までに、申請者の本人確認書類(運転免許証など)、預金通帳などを子育て支援課(本庁1階)、各支所地域振興課窓口・郵送

*郵送申請の場合、

市HP(QR)より様式をダウンロードのうえ、必要

事項を記入、必要書類とともに子育て支援課へ郵送



*申請期限を過ぎると、給付金が受けられなくなりますのでご注意ください。

DV被害により避難されている方は、なるべく早くご相談ください。

問合せ

子育て支援課 ☎ 35-3140

一人で抱え込まず、話を聞かせて!

— 福祉サービス総合相談支援センター —

福祉サービス総合相談支援センターでは、生活上の様々な問題について専門の相談員がお話をお聴きし、課題の解決に向け、関係機関と連携しながら、相談者が安心した生活がおくれるようサポートしています。



新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなど、生活にお困りの方に対してもさまざまな支援制度に取り組みます。

問合せ

福祉サービス総合相談支援センター ☎ 35-3002

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

— 児童1人につき5万円 —

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、特別給付金を支給します(すでに受給している方を除く)。

*ひとり親世帯分、ひとり親世帯以外分で対象条件が異なります。詳しくはお問い合わせください。

給付額 児童1人につき5万円

申込み 2月28日(月)までに、申請書を子育て支援課(本庁1階)窓口・郵送。申請書は窓口で配布のほか、市HPからダウンロードできます。

問合せ 子育て支援課 ☎ 35-3140